

# 公 示

井の口川水系二級河川井の口川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した船舶（以下、「船舶」という。）を同法第75条第4項の規定により保管したので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第1号に基づき公示する。

令和6年1月19日

福井県知事 杉本 達治




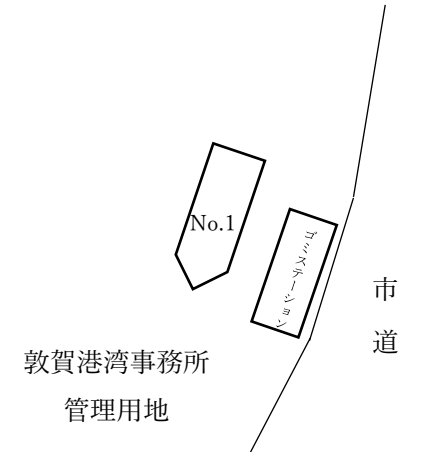

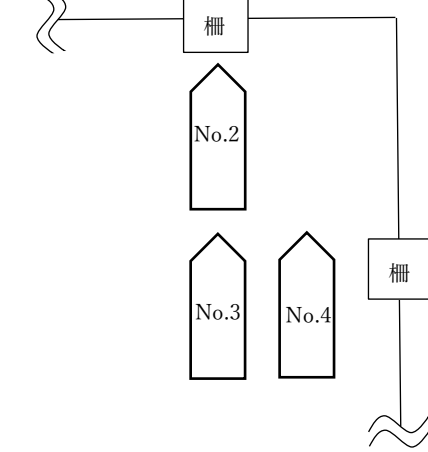
- 1 保管した船舶の名称または種類、形状および数量  
別表のとおり
- 2 保管した船舶の放置されていた場所および除却した日時  
別表のとおり
- 3 保管した船舶の保管を始めた日時  
別表のとおり
- 4 船舶の保管場所  
敦賀市櫛川地先 井の口地区埠頭用地内および福井県敦賀港湾事務所管理用地内
- 5 保管した船舶の返還

(1) 返還期限	令和6年7月22日。ただし、令和6年4月22日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、または船舶を廃棄することがある。
(2) 返還申し出および問い合わせ先	福井県嶺南振興局敦賀土木事務所 管理用地課 TEL 0770-22-5463
(3) 費用負担	船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者の負担とする。
(4) 返還手続き	福井県嶺南振興局敦賀土木事務所において、当該船舶の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の13に規定する様式による受領書と引き換えに返還を受けること。

【別表】

整理 番号	保管した工作物			保管した工作物が 放置されていた場所	除却した 年月日時	保管を始めた 年月日時
	名称 または 種類	形状または特徴	数量			
1	船舶	船舶番号：251-09325 材 質：FRP 大きさ：7.4m×1.8m 色：【外】白、赤【内】白 船 名：不明	1 隻	敦賀市原地先 (安堵橋下流 80m付近、 左岸河岸)	令和6年1月19日 午前9時15分	令和6年1月19日 午前9時37分
2	船舶	船舶番号：251-01081 材 質：FRP 大きさ：9.2m×2.1m 色：【外】白、青【内】水色 船 名：眞智丸	1 隻	敦賀市櫛川地先 (安堵橋橋桁下、右岸河岸)	令和6年1月14日 午前10時07分	令和6年1月14日 午前10時46分
3	船舶	船舶番号：251-05587 材 質：FRP 大きさ：7.8m×1.5m 色：【外】白、赤【内】水色、緑 船 名：なし	1 隻	敦賀市櫛川地先 (安堵橋橋桁下、右岸河岸)	令和6年1月14日 午前10時46分	令和6年1月14日 午前11時00分
4	船舶	船舶番号：251-12666 材 質：FRP 大きさ：7.8m×2.1m 色：【外】白、赤【内】水色 船 名：第十一八幡丸	1 隻	敦賀市原地先 (沓見橋橋桁下、左岸河岸)	令和6年1月14日 午前11時18分	令和6年1月14日 午前11時37分

### ○保管場所

整理番号 1 敦賀市櫛川地先(福井県敦賀港湾事務所管理用地内)		整理番号 2～4 敦賀市櫛川地先(井の口地区埠頭用地内)	
位置図	平面図	位置図 (No. 2～4)	平面図 (No. 2～4)
			

### ○除却完了・保管開始

整理番号	1	2	3	4
除却完了日時	令和6年1月19日午前9時15分	令和6年1月14日午前10時07分	令和6年1月14日午前10時46分	令和6年1月14日午前11時18分
除却完了写真				
保管開始日時	令和6年1月19日午前9時45分	令和6年1月14日午前10時46分	令和6年1月14日午前11時00分	令和6年1月14日午前11時37分
保管開始写真				